

チェコ日本人会規約

第1章（総 則）

- 第1条 本会は、チェコ日本人会(以下単に「本会」と称す)という。
- 第2条 本会は、チェコ共和国に在留する日本国民の親睦・福祉及び子女教育振興をはかること並びにチェコ共和国国民との交流を深めることを目的とする。
- 第3条 1. 本会は会員により構成される。会員とは、チェコに在住する日本国民及びその家族で、諸条に掲げる目的に賛同し、入会申し込み及び年度会費を納入した人をいう。
2. 本会に準会員を設ける。準会員とは、チェコに在住する日本国民以外の個人で入会申し込み及び年度会費を納入した個人をいう。
総会での議決権を有しない以外は会員と同等とする。入会条件については会費別紙に別途定める。

第2章（役 員）

- 第4条 本会に名誉会長、会長、副会長(複数名)、会計役及び会計監査役を置き、名誉会長以外の役員はチェコ日本人会理事に就任する。
名誉会長を除く役員任期は一年とするが再任を妨げない。
- 第5条 本会の活動につき適正な助言を得るために名誉会長をおき、これに在チェコ日本国大使が就任する。名誉会長はその資格で総会及び理事会に出席し発言することが出来る。
- 第6条 理事会の各役員選出、責務については以下の通り。
1. 会長
会長の任命は、前年度理事会の推薦により選出される。
会長は、本会を代表し、会務の総括にあたる。
 2. 副会長
副会長は会長の指名により複数名が選任される。本会運営上の諸案件につき、副会長がその業務を分担して担当し、理事会としての意思決定を補助する。
又、会長がなんらかの理由により会長業務を遂行出来ない場合はその任にあたる。
 3. 会計役
会計役は会長の指名により1名選任される。本会の会計事務、資金予算管理などを担当し、帳簿などの会計手続きが正しく行なわれるよう管理する。
 4. 会計監査役
会計監査役はチェコ日本人会会員の中から会長の指名により2名以上選任され、本会の会計内容につき監査を年1回行い総会にて報告する。
また、必要に応じて適宜監査を行なう事が出来るものとする。

第3章（機 関）

第7条 本会に総会、理事会、事務局、各活動班、及び学校運営委員会を設ける。

第8条 「総会」

1. (イ)総会は全会員から構成される本会の最高意思決定機関である。
(ロ)通常総会は毎年一回1月に開催する。
2. 総会の権限及び任務は次のとおりとする。
 - (イ)前年度の事業活動報告の承認
 - (ロ)前年度の決算の承認
 - (ハ)本規約の改正
 - (ニ)当年会長の承認その他、理事会の権限、任務に属さないすべての事項の決定
3. 臨時総会は理事会の過半数または全会員の20%以上の要求がある場合、開催するものとする。
4. 総会は会長がこれを招集する。
5. 通常総会の定足数は、通常総会開催時点の対象会員の過半数(委任状を含む)とし、臨時総会の定足数については開催前月末時点の対象会員の過半数(委任状を含む)とする。
尚、会員であっても18歳未満の家族会員には通常及び臨時総会での議決権はないものとし、従って定足数の対象外とする。
6. 総会の議長は会長又は副会長とする。会長、副会長とも不在の場合は総会が選出する。

第9条 「理事会」

1. 本会の事業活動の維持推進を確保するため、原則任期1年の理事からなる理事会をおく。理事は、会長、副会長、会計役、**会計監査役**、学校運営委員長、副委員長、並びに大使館関係者、チェコ日本商工会関係者**プラハ日本人学校関係者**各1名がその任にあたる。
2. 理事会の権限と任務は次のとおりとする。
 - (イ)当年度の事業活動計画及び予算を策定し承認すること。
 - (ロ)当年度の事業活動報告及び決算を作成し総会の承認を求めること。
 - (ハ)その他、総会と総会との間、総会の権限に属する事項を暫定的に決定すること。但し、この場合、事後に総会の承認を得ることを必要とする。
3. 理事会は都度開催するものとし、臨時理事会は委員2名以上の要求により開催するものとする。
4. 理事会は、その事業の運営に必要とする活動班を指名しその各活動が円滑に遂行されるよう各活動班の管理、支援を行なう。
また、各活動の予算管理も実施する。
5. 理事が任期途中で欠員となった場合は、会長は欠員理事に代わる理事を指名することが出来る。その場合、新理事の任期は前任者の残任期間とする。
6. 理事会の定足数は、理事の過半数(委任状含む)、議事の決定には出席理事の過半数の賛成を必要とする。議長は会長とし、議長も議決に参加できる。
7. 理事会は、本会の運営に対して特別な対応を要求される案件が発生した場合には、特別実行委員会を設置することが出来、会員の中から同委員会を組織する委員の指名をすることができる。

第10条 「事務局」

事務局は副会長、会計役の管理の下、事務局員により本会の会計事務、会員名簿及び会員証の作成ならびに会員に対する連絡通報、会報の会員への発行などの業務を行なう。又、会計帳簿記帳などの知識の専門性を求められる事務処理については外部への委託をすることもできる。

第11条 「活動班」

1. 本会は第2条に規定する目的を達成する為に文化的催物、リクリエーション及び懇親会その他適当と認められる事業を行なうこととする。
2. 本会として実施する各種事業の実際の運営は、その個別の活動案件ごとに在チエコ日本法人単位での活動班(2-3社を目途)を理事会にて指名し、その実行を委任することとする。指名委任を受けた法人は、その事業の実現に向け最大限の努力をするものとする。
3. 1法人が指名される事業は年間で最大1事業までとする。尚、指名を受けた法人は、連絡代表者を選出し理事会に通知する。
4. 企業に属さない個人会員でも、事業の運営に参加したい場合は、理事会にその旨を連絡することで活動班に参加できるものとする。
5. 各事業の予定、予算は理事会にて管理し、活動日程が重ならないよう運営する。
6. 企業もしくは個人により、地域性の高い活動を企画、実行したい場合はその旨を理事会に申請することも出来る。

第4章 (学校運営)

第12条

1. 本会はプラハ日本人学校及びその土地、建物の維持・管理にあたるものとする。学校の運営の支援にあたっては、本会に日本人学校運営委員会を設け、運営委員会規則にのっとり運営されるものとする。
2. 学校運営委員長、学校運営副委員長は日本人会会長により指名され、両名理事として理事会に出席し学校運営に関わる運営状況の報告及び提案を行なう。日本人学校施設及び改善に係わる費用は、原則、日本政府の援助と日本人会よりの予算及び当地進出日本企業よりの寄付で賄うものとする。
3. 寄付依頼の金額は、親会社の資本金、親会社及び関連会社からの派遣出向している邦人社員の総数をもって算定基準とし、理事会が決定する。

第5章 (会員及び会費)

第13条

1. 会員は会員名簿、会員証及び会報の送付を受け、本会が催す企画行事等に参加できる。尚、非会員で本会が催す特定の企画などに参加を希望する者がある場合には、その企画実行の活動班は理事会と協議の上、徴収する参加費等条件を決め、非会員に臨時に参加を認めることができる。
2. 会員の加入及び退会は、所定の手続きに従い会員が事務局に連絡する。

第14条

1. 本会の事業運営にあてるため、会員は添付別表に規定する年会費を、毎年通常総会開催時までには理事会の指定に基づき納入するものとする。中途加入者は入会時に定められた年度会費を納入するものとする。
2. 本会は、特別の必要が生じた時は、理事会の決定に基づき臨時に会費または寄付を募ることができる。

~~第6章（特別基金及び寄付）~~

~~第15条~~

~~次条の寄付原資として本会に特別基金を設ける。日本人会特別基金と称する。~~

~~第16条~~

- ~~1. 原則として日本及びチェコ共和国の団体組織等より文化活動等に関わる寄付の要請があった際は前条の特別基金を原資として寄付を実施することが出来る。~~
- ~~2. 寄付の実施は会長及び理事が要請案を提出し理事会が決定する。~~

第6章（活動支援金の募集）

第15条

本会はチェコ共和国へ進出している日系企業から本会への活動支援金として寄付を募ることができるものとする。寄付を依頼する金額は依頼する当該日系企業の親会社またはその関連会社から派遣出向している邦人社員の総数をもって算定基準とし、理事会が決定する。

第7章（事業年度、規約改定、委任状）

~~第1716条~~

本会の事業年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

~~第1817条~~

本規則の改定には、総会に於いて出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、実質的改定を伴わない表現及び文言の変更（意味の明確化、文言の統一等を目的とするもの）並びに誤字、脱字の修正は理事会にて改定できるが表現及び文言の変更については総会での報告を要する。

~~第1918条~~

総会の出席に関する委任状の送付なき場合は白紙委任されたものとみなす。

以上

付則

日時	内容
---	規約制定
2012-1-1	年次毎の改正作業の明確化のため、付則(当頁)を追加。 年一回の改正、若しくは確認を行う。
2012-1-21	2012年度版として、確認。
2013-1-1	2013年度版として、確認。
2014-1-1	2014年度版として、確認。
2015-1-1	2015年度版として、確認。
2016-1-1	2016年度版として、確認。
2017-1-21	第9条1項に「会計監査役」を追加し、「ブラハ日本人学校関係者」を削除。 第6章(特別基金及び寄付、第15条及び第16条)を全文削除し、第6章(活動支援金の募集、第15条)に入れ替え。関連して以降の条文番号を繰り上げ。 2017年度版として、確認。